

# 令和5年度 入札参加資格申請要領（測量・コンサル市内新規業者用）

## 1. 一般競争（指名競争）入札参加資格申請書が提出でき、資格者名簿に登録できる事業者

- ① 地方自治法施行令第167条の4の各号に該当しないこと。
- ② **入札参加を希望する業務（又は部門）において、法令等に基づく登録を受けていること。**

《参考》

登録業務	法令等
測量業務	測量法（昭和24年6月3日法律第188号）
建設コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規定 (昭和52年4月15日建設省告示第717号)
補償関係コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規定 (昭和59年9月21日建設省告示第1341号)
地質調査業務	地質調査業者登録規定 (昭和52年4月15日建設省告示第718号)
建築設計業務	建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）
環境・計量業務	計量法（平成4年5月20日法律第51号）

- ③ **入札参加を希望する業務（又は部門）において、添付する経営規模等総括表の過去2年間の年間平均実績高が0でないこと。**

- ④ 本社は市外にあるが、市内に支店等がある法人で、その支店名等名称で市内業者として入札参加資格申請をする法人にあっては、
  - ・商業登記（「履歴事項証明書」「現在事項証明書」など）に支店登記されていること。
  - ・津山市に法人市民税を納入していること。
  - ・支店等単独で入札・契約・契約の履行等権限を有すること。
  - ・登録しようとする各業務に技術者を配置すること。

- ⑤ 国税（消費税及び地方消費税、法人税、申告所得税等）、岡山県税、津山市税または社会保険料等を完納していること。

※津山市税等については、会社及び役員（監査役を除く）全員。

- ⑥ 津山市が行う貸付事業の償還金及び負担金等を滞納していないこと。

- ⑦ 一般競争（指名競争）入札参加資格申請書中の必要事項について整備されていること。

- ⑧ **社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入していること。**

（加入資格が無い業者は除く。ただし、加入資格の無い業者についても、別途保険への加入が確認できる書類の提出が必要。）

※ 国税（消費税及び地方消費税、法人税、申告所得税等）・津山市税等・社会保険料等について、完納でない場合は、未納があることの申立書を提出すれば受付を行う。ただし、完納になるまでは、入札に参加することはできない。

## 2. 申請書及び添付書類

提出書類一覧（添付書類リスト）をよく確認のうえ漏れのないよう提出すること。

※申請書には添付リストの番号に沿ったインデックスを付けること。

## 3. 注意事項

- ① 受付期間 令和5年4月3日（月）～令和5年4月20日（木）  
執務時間 平日午前8時30分～午後5時15分
- ② 受付内容 新規指名申請を提出する業者にあっては、**2年間は登録のみとし、指名は行わない。**
- ③ 本申請書の提出については、持参または郵送とする。  
**【4月20日（木）午後5時15分までに契約監理室必着のこと】**
- ④ 入札参加資格審査結果通知用の切手を84円分提出のこと。返信用封筒は不要。
- ⑤ 職員の確認は、雇用保険及び社会保険の加入の有無により行う。職員の住所は、市町村に届出ている住所を正確に記入すること。非常勤職員とみなされる人は該当しない。
- ⑥ 自己資本金は、払込資本金+積立金+繰越金とすること。個人の場合は、年次繰越純資本金の額を記入のこと。

- ⑦ 技術職員とは、測量法、建築士法、不動産の鑑定評価に関する法律、その他国土交通省の各種登録規定における技術上の管理をつかさどる者とする。
- ⑧ 津山市の発行する納税証明書は、津山市役所2階税制課（2番窓口）もしくは各支所・出張所で**令和5年3月27日以降に証明を受けたものとする**。（令和5年4月1日以降に証明を受ける場合、3月末納期到来分の市税等について、納税証明を受けること。）  
※2週間以内に納税したものに係る納税証明を請求する場合は、領収書又は引落通帳済通帳を持参のこと。  
その他の証明書類は、申請書類提出日の直前3ヶ月以内のものとする。  
※岡山県の発行する納税証明書は、交付申請時にマイナンバーカードが必要です。また代理人申請の場合、委任状が必要となりますので、事前に所轄県民局の納税証明担当課へお問い合わせください。
- ⑨ 一般競争（指名競争）入札参加資格申請書及び添付書類は、A4版縦型フラットファイルに申請書添付書類リストの順番に綴り、ファイルの表紙及び背表紙に法人名（個人の場合は商号）を必ず記入すること。  
なお、**フラットファイルの色については、赤系のものを使用のこと。**
- ⑩ 提出した一般競争（指名競争）入札参加資格申請書の内容に変更が生じた場合は、些細な事項であっても、**当該変更の事実が発生した日から15日以内に変更届を提出すること。**
- ⑪ 入札参加を希望する業務（又は部門）において、添付する経営規模等総括表の該当業種における過去2年間の年間平均実績高の無いものについては、登録及び指名はしない。
- ⑫ 技術職員の資格証明書については、職員名簿の記載順に整理して添付のこと。  
**現在入札参加資格を有する業者における新規資格取得者及び新規雇用の技術者、又は新規に指名申請を提出する業者の技術者資格証明書の原本確認については行わない。**
- ⑬ I S O登録証がある場合は、必ず写しを提出のこと。  
※認定・登録された審査登録機関から発行された有効期限内の登録証（認定状）。